

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第3号 | 2003年11月

■CONTENTS | 懇話会オンライン | 定例研究会報告 | 【不定期連載】 あんな本・こんな本 |

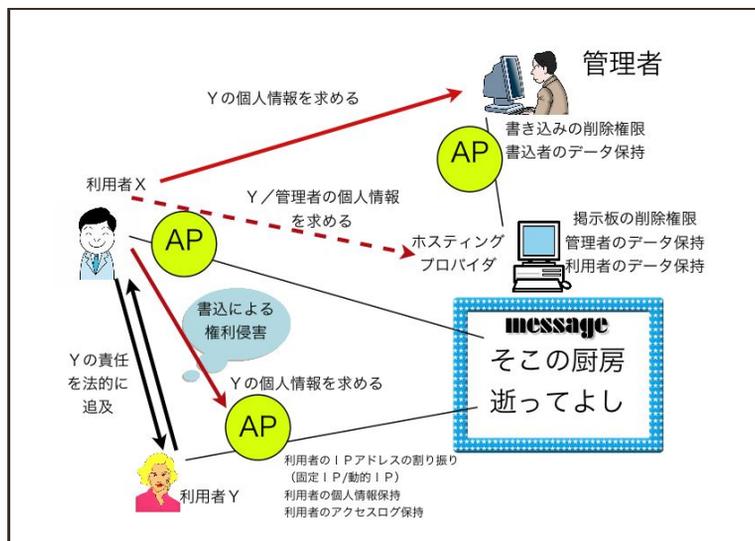
懇話会オンライン

今回は、名古屋市立大学人文社会学部教授の別所良美先生のご講演「**「歴史の真実」と「ネーション・ステイト」**」をお届けいたします。

定例研究会報告

去る10月17日(金)、南山大学J棟1階特別合同研究室にて、本年度第1回定例研究会が催されました。講師に南山大学法学部教授の町村泰貴先生をお招きして、「ネットワークの匿名性と秩序形成」というタイトルでご講演をいただきました。

町村先生は、まずネットワーク・システムの構造をわかりやすく解説した上で、ネット



ワークにおける匿名性について広義と狭義に分けます。氏名や住所などの個人情報が直接には表示されない状態を広義の匿名性とし、リメーラーを使って匿名メールを出す場合や匿名プロクシーを利用して自己の端末等の情報をカットしてウェブページなどにアクセスする場合などに成立する状態を狭義の匿名性とします。狭義の匿名性は、アクセスプロバイダがアクセスログを保存しない場合に完全に

成立します。

この狭義の匿名性に対する法律の対応について、プロバイダ責任制限法、その裁判例、サイバー犯罪条約などに触れて具体的に説明されました。そして町村先生は、こうした最近の動きに対して、匿名性排除の困難さという観点から批判的な見解を提示します。ネットワークの匿名性は、プライバシー保護や言論の自由などに関わる匿名性保護の要請、および、フリーなプロクシーやメール転送サイトの存在、詐欺の容易性、通信ログ保存の物理的限界などの技術的な理由から、排除することは困難である、と考えられるわけです。

そこで、匿名性のあるネット社会において秩序形成は可能か、ということが問題になります。町村先生は、ネットオークションでの紛争解決にたずさわった経験から、匿名性を維持したネットワーク上で自律的に秩序形成してゆく可能性をネット紛争ADR(Alternative Dispute Resolution)の中にみいだします。裁判に持ち込まずに紛争を解決するネット紛争ADRは、自律的秩序や規範を形成に役立つ他、法域を越えた共通規範の生成や、紛争解決にコミットすることによる規範の内面化などに貢献するという意義があるようです。(文責 | 奥田)

【不定期連載】

こんな本・あんな本 第2回

科学・環境保健ネットワーク編（渡部和男監訳）『市民のための予防原則ハンドブック』、反農薬東京グループ 発行

これは本とはいえないかもしれない。反農薬東京グループという市民団体が発行しており、直接申し込むと、500円でわけてくれる。65ページほどの厚めのパンフレットといったところか。

近年、リスク論が大流行である。ダイオキシン、BSE問題、原子力発電諸問題などで、リスクマネジメントをめぐる議論が、最近やたらと盛り上がっている。本書は、アメリカの市民ネットワーク「科学・環境保健ネットワーク」の小冊子の翻訳である。

遺伝子組換え農作物をめぐるのは、ヨーロッパが主として予防原則の観点から慎重な姿勢を続け、アメリカは科学的根拠なき規制は「健全な科学」に基づいていないと批判するという構図がある。しかし、アメリカ国内でも、予防原則を主張している人々がいることが、この小冊子から分かる。

予防原則を厳密に定義するのは難しいし、それ自体が一つの論争点でもある。あえて単純に語れば、本小冊子にもあるように、「環境や人間の健康に危害をもたらすおそれのある活動に対しては、一部の因果関係が科学的に完全に確立されていなくとも予防措置が講ぜられるべきである」という考え方である。

科学は人類が手にした、最も信頼できる知識生産システムである。しかし、科学はいつでもすぐに確実な知識を提供できるほど万能ではない。水俣病の原因も、厳密な意味で科学的に解明されたのは最近のことである。だからわれわれは、科学の解明を待っているわけにはいかず、不確実な状況で決定しなければならないこともある。こういった状況に対応するための、一つの考え方が「予防原則」と呼ばれるものなのである。

この小冊子は、コンパクトではあるが、予防原則という考え方を手際よく紹介し、世界各国で開催された国際会議における「予防原則」の考え方の扱いが資料として盛り込まれており、初学者には便利なものである。

申し込み先は、0424-63-3027 反農薬東京グループ。

(第2回担当 | 小林傳司)

南山大学社会倫理研究所